

令和 9 年度 国の施策 及び予算に関する要望書

＜総務省＞

令和 8 年 7 月

特 別 区 長 会

令和 8 年 7 月

総務大臣 殿

特別区長会会長

吉 住 健 一

令和 9 年度国の施策及び予算に関する要望について

平素から、特別区政の運営に対して、特段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

特別区は首都東京の行政を担う基礎自治体として、住民の期待に的確に対応すべく、様々な分野で積極的な取組を進めているところです。

しかしながら、都市の住民にとって喫緊の課題である、地方分権改革の推進や地方税財源の充実強化、行政のデジタル化の推進等を図るためには、なお多くの面で制度の改善や財政措置の充実強化が必要です。

つきましては、国における令和 9 年度予算の編成にあたり、特別区の事情を十分ご賢察のうえ、次の要望を実現されるよう特段のご配慮をお願いいたします。

<要望事項>

	頁
1 地方分権改革の推進・地方税財源の充実強化・・・・・・・・	1
2 行政のデジタル化の推進・・・・・・・・・・・・・・・・	6
3 DV対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・	9

1 地方分権改革の推進・地方税財源の充実強化

「地方分権改革」は、地方分権一括法や国と地方の協議の場に関する法律の成立により、一部の事務で権限移譲が行われるなど、その理念を具体化しつつある。しかし、真の分権型社会を実現するためには、改革の歩みを止めることなく、国と地方の役割分担を明確にし、地方がその責任と権限に応じた役割を果たせるよう、必要な財源を国が責任を持って保障することが重要である。

このため、次の方策を講じること。

(1) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の確実な実現

真の「地方分権改革」を早期に実現するため、基礎自治体を実質的に地域の総合的な行政主体として役割を果たせるよう、事務移譲や義務付け等の関与の見直しを行うこと。

用途地域等の都市計画決定権限をはじめ、特別区を権限移譲の対象外とすることなく、今後、一定の規模・能力を有する基礎自治体を対象に権限移譲を行う場合には、特別区も対象に加えること。

(2) 地方税財源の充実強化

① 地域間の税収格差の是正は、国の責任において地方交付税制度で行われるべきものであり、地方税の原則を歪め、地方分権に逆行する法人住民税の一部国税化等、自治体間に不要な対立を生む不合理な措置を是正するとともに、地方税の根幹を成す固定資産税を狙い撃ちにした新たな措置を行わないこと。

また、法人実効税率の引下げ等、地方財政に影響を与える税

制改正を行う場合、国の責任において、確実な代替財源を確保すること。

- ② 自治体が担う事務と責任に見合った税源配分とし、税源移譲により国と地方が公平な税源配分となるよう、適切かつ確実な財政措置を講じること。
- ③ 地方税財源の充実確保に向けて、偏在性が小さく、税収が安定的な地方消費税等の税源を移譲するなど、地方税中心の税体系に向け抜本的な再構築を図ること。
- ④ 国から地方への税源移譲にあたっては、地方交付税の不交付団体が抱える財政需要に十分配慮すること。
- ⑤ 国庫補助負担金制度については、国と地方の役割分担を明確にし、国の責任において措置すべきものについては地方に負担転嫁せず、地方に超過負担が生じないようにすること。

(3) 国の施策変更に伴う地方への十分な配慮

社会保障と税の一体改革等、地方に関わる国の施策の変更等に伴い地方における費用負担が急激に増加する事務については、地方の意見を聞き、意見を十分尊重するとともに、実質的な地方負担増が生じないよう、国において十分な財政措置を講じること。

(4) ふるさと納税制度の廃止を含めた抜本的な見直し

ふるさと納税制度は、「納税者が自ら寄附先を選択することでその使われ方を考えるきっかけとなること」「生まれ故郷や応援したい地域などの力になれること」「自治体がそれぞれの魅力発信を強化するため、地域のあり方を改めて考えるきっかけにつ

ながること」を意義として、全国の様々な地域に活力を生むことを目的に創設された制度である。

しかしながら、現在のふるさと納税制度は、返礼品目的のいわば官製通販になっている上、自治体間における寄附受入額の格差が顕著であり、地方全体にとって有益とはなっておらず、制度の意義、目的から大きくかけ離れたものとなっている。そもそも寄附とは本来、経済的な見返りを求めないものであり、その趣旨に立ち返るべきである。

加えて、本制度は、自らが居住する自治体から行政サービスの提供を受けるために必要な住民税を実質的に移転させるもので、受益と負担という税制本来の趣旨を逸脱しており、地方自治の根幹を破壊していると言っても過言ではない。

現状、多くの自治体は、過熱する一方の返礼品競争に巻き込まれ、地域のあり方を改めて考える暇もなく、より多くの寄附を集めることだけに注力せざるを得ず、その対応により疲弊している。

その上、具体的な運用においても様々な問題がある。例えば、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスが提供できるよう財源保障するための地方交付税を用いた減収額の一部補填は、地方交付税全体の財源を圧迫しており、すべての自治体に影響を及ぼしている。その他、高所得者ほど多額の寄附金控除が可能となる仕組みなど、解消すべき問題は山積している。

また、有識者からも、「受益と負担という地方税の原則を歪めている」「高所得者優遇の制度であり、公平性の観点から問題がある」など本制度に対する様々な問題点が指摘されている。

このため、制度の廃止を含めた抜本的な見直しとともに、当面

の緊急対応として、下記事項について直ちに見直すことを強く求める。

- ① 住民税控除額のうち、特例分の上限を所得割の「２割」から以前の「１割」に戻すとともに、新たに設定された控除額の上限について、効果が限定的であることから、引き下げること。
また、寄附金控除の対象額から返礼品相当分を除外し、他の寄附金税制との整合性を図ること。
- ② ふるさと納税による減収額の一部補填について、地方固有の財源である地方交付税ではなく、国の責任において財源措置を行うこと。
- ③ ふるさと納税受領額を地方交付税の基準財政収入額に算入することにより、寄附受入額による自治体間の格差を調整すること。
- ④ 「手続きの簡素化」という名目で、一方的に所得税控除分を自治体に肩代わりさせているワンストップ特例制度について、既にマイナポータル連携による確定申告が開始されている現状を踏まえ、速やかに見直すこと。
- ⑤ 返礼品経費の上限について、「１００分の３０」から縮小を図ることで、返礼品の規制を強化し、募集に要する費用の上限を寄附金の額の合計額の「１００分の４０」から更なる縮小を図ること。

(５) 地方消費税清算基準の制度本来の趣旨に即した見直し

地方消費税交付金清算基準の見直しにより、特別区全体で令和８年度は約３８１億円の減収が見込まれている。税収を最終消費地に帰属させるという制度本来の趣旨に沿った内容とする

こと。

(6) 法人住民税及び法人事業税交付金の減収補填債の発行に向けた制度改正

特別区では、年度途中で大幅な減収が生じた際、法人住民税及び法人事業税交付金に係る減収補填債が発行できないため、一般の市町村と同様、法的根拠を明確にしたうえで、発行可能となるよう制度改正すること。

2 行政のデジタル化の推進

デジタル・トランスフォーメーション（D X）の推進による住民の利便性向上や効率的な行政運営のため、行政のデジタル化について次の方策を講じること。

（１）情報システム標準化に向けた各種支援

システム標準化については、多くの自治体が期限までの対応が間に合わず、国が２０３０年度末まで移行期限を延長し、重点的な技術・財政支援を行う「特定移行支援システム」を抱える状態となっており、システム標準化に向けた課題は未だに山積している。

そこで、システム標準化に向けた支援策として、以下の方策を講じること。

- ① システム標準化に係る改修時に増員が不可避である自治体職員の人件費、ハードウェア整備・機器更改等の経費について、財源を地方交付税によらず、国の責任において、不交付団体に対しても措置を行い、全額国庫負担とすること。
- ② デジタル基盤改革支援補助金について、上限額を適時・適切に見直すとともに、対象経費の範囲を拡充し、国の責任において必要額を確実に措置すること。
- ③ 特定移行支援システムについて、計画的かつ円滑にシステム標準化が図られるよう、各自治体及び開発事業者の状況に応じた十分な移行期間を確保するとともに、移行が完了するまでの期間にかかる経費全額を国庫負担とすること。

また、事業者のリソースひっ迫への対応を図る等、具体的な方針を示すこと。

- ④ システム標準化後の運用経費の増額分及びガバメントクラウドの利用料・回線使用料について、地方交付税不交付団体も含めた、全ての自治体において財政負担の軽減が図られるよう、地方交付税措置ではなく全額国庫負担とすること。

加えて、運用経費の低減が図られるよう具体的な方策を明示するとともに、財政措置を始め、必要な支援を継続して行うこと。

- ⑤ 自治体情報を連携・活用できる環境構築のため、「公共サービスメッシュ」「PMH」「介護情報基盤」等への接続に伴うシステム改修が見込まれる場合には、自治体の負担が生じないよう、全額国庫負担とすること。

また、情報連携・活用に際しては、個人情報の取り扱いについて、区民等の理解が得られるよう、適正利用に関する指針等を示すこと。

- ⑥ 行政サービスの向上に寄与するオンライン手続きの整備やデータ利活用の促進のための環境の整備について、十分な財政措置を行うこと。

また、オンライン化の基盤となるマイナンバー制度については、国において様々な利活用や情報連携事務の追加等が予定されているが、関連するシステムの基盤整備を迅速かつ着実にを行い、整備に係る費用についても十分な支援と補助を行うこと。

(2) マイナンバーカード及び電子証明書の更新等諸手続の簡素化

マイナンバーカードに搭載されている電子証明書の有効期間満了に伴う更新時期を迎え、基礎自治体の窓口の混雑や利用者の混乱が生じていることから、マイナポータルやコンビニ等で電子証明書の更新手続きができるような技術的な処理を検討し、窓口に来庁することなく、利用者が簡便な方法で処理ができるよう対応すること。

(3) 地方公会計統一基準を受けた決算情報公開に向けた財政措置

「統一的な基準による地方公会計マニュアル」の改訂に対応するため、システム改修に係る自治体の財政負担が増大していることから、財政負担の軽減が図られるよう、適切な財政措置を講じること。

3 DV対策の推進

住民票の発行制限措置等、各自治体が個別管理している現行制度下においては、相手方への完全秘匿が困難である。また、支援措置期間が1年と短く、自己責任において更新が必要であることなど課題があることから、DV等支援措置対象者が生命の危険にさらされず、安心して生活ができるよう、国による一元管理、支援措置の全国統一基準を早期に策定すること。